第１編　総則

第１章　計画の方針

第１節　目的

坂戸市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、坂戸市防災会議（以下「市防災会議」という。）が策定する計画であり、防災関係機関が行うべき事務及び業務の大綱を定めて、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、万全を期することを目的とする。

第２節　内容

第１　基本方針

平成 23 年の東日本大震災以降も、国内では震度５以上規模の地震災害が複数回起こっており、さらには南海トラフ地震への警戒も高まっている。風水害については、平成 30 年の西日本豪雨や、坂戸市においても大きな被害のあった令和元年東日本台風などが発生した。気候変動の影響で数十年に一度といわれる規模の自然現象が頻発している。

災害への直接的な備えに加え、帰宅困難者対策、物流ネットワークの確保、電力の確保など、災害時の教訓を生かした具体的な体制整備・強化が求められている。

本計画の今回の改定に当たっては、過去の災害を受けて見直された災対法や埼玉県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）の改定を踏まえ、災害の発生を防ぐことは不可能であったとしても、人命が失われないことを基本に、経済的被害をできるだけ少なくし、市民生活が早期に回復できるよう、総合的な対策を進めるものとする。そのために、次の４点を基本方針とする。

① 被害を最小限にとどめるために、日頃から減災を重視した取組を進める。
② 防災・減災に関する総合的な行政運営の指針として本計画を活用する。
③ 市民が自ら地域防災を進めるための指針・資料として本計画を活用する。
④ 災害発生時には、市民、企業・事業所、行政及び防災関係機関が連携した取組を進める。

第２　計画の構成

本計画は、坂戸市（以下「市」という。）に係る災害に対処する活動の指針として、「総則」、「災害予防対策編」、「震災応急対策編」、「風水害応急対策編」、「その他の災害対策編」、「複合災害対策編」、「広域応援編」、「災害復旧・復興対策編」、「資料編」及び「様式編」で構成する。

１　総則

総則は、防災対策の基本として、計画の考え方、対象とする災害、計画に関わる防災組織について示す。

２　災害予防対策編

災害予防対策編は、地震、風水害、集中豪雨及び局地的豪雨等の災害に共通する被害軽減のための予防対策を示す。

３　震災応急対策編

震災応急対策編は、県被害想定調査の結果を踏まえて、地震発生後の応急対策、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置及び最悪事態への対応を示す。

４　風水害応急対策編

風水害応急対策編は、市における既往風水害の経験を踏まえた応急対策とするとともに、高麗川、越辺川等の河川の氾濫による洪水の発生への対策及び土砂災害に対する対策を示す。

５　その他の災害対策編

その他の災害対策編は、地震・風水害以外の竜巻・突風、火山噴火等の自然災害対策及び人為災害である火災、放射性物質事故、危険物事故等の対策を示す。

６　複合災害対策編

複合災害対策編は、地震と風水害等が複合して発生した場合の対策を示す。

７　広域応援編

広域応援編は、首都圏広域災害時等に県内外他市町村の応援が必要となる場合、あるいは県内外他市町村からの応援要請があった場合の、国と県と協働した上での全体の流れを示す。

８　災害復旧・復興対策編

災害復旧・復興対策編は、復旧、復興に係る対策及び市民生活の安定を図る対策を示す。

第３　計画の用語

本計画において、略して表記した用語の意味は、次のとおりである。

市	坂戸市
本計画	坂戸市地域防災計画
県	埼玉県
県防災計画	埼玉県地域防災計画
災対法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
防災関係機関	指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等
協定締結団体等	災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体・企業等
県地震被害想定調査	平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

※組織名（部・課名）は令和４年４月以降の組織名とする。

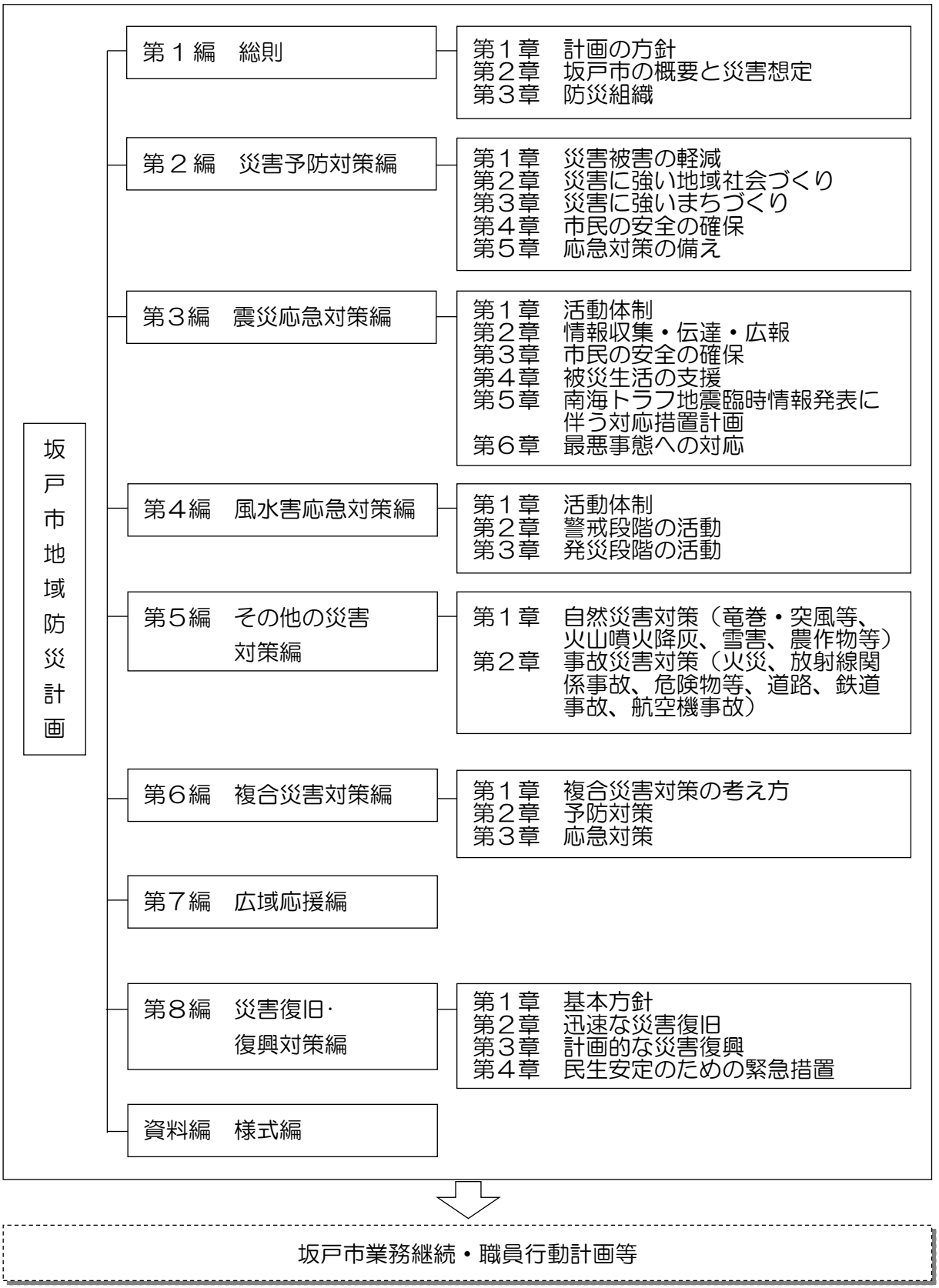

【図　坂戸市地域防災計画の構成】

第３節　計画の運用

第１　計画の策定及び修正

市は、市防災会議を設置し、本計画を策定する。市防災会議は、本計画に毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、必要があると認めるときは速やかに修正を行うものとする。

市は、災害予防対策に係る計画内容について、各課において計画を推進するとともに、実施計画については坂戸市総合振興計画・基本計画に合わせて見直しを行う。

また、本計画の総合的な施策展開を図るために、防災安全課が進行管理に当たる。

今回の改定は、近年の地震災害及び風水害以降、国において行われた防災基本計画の見直しや災対法の改正及び令和２年度の県防災計画の改定を踏まえ、本計画の充実・強化を図るために、計画の構成、内容について修正を行う。

第２　他の計画との関係

本計画は、災対法に定められた市に関わる災害対策に関する基本的、総合的な計画であり、県防災計画との整合を図る。

また、本計画は坂戸市総合振興計画の防災に係る分野別計画として位置付けるものである。加えて、坂戸市国土強靱化地域計画による強靱化に関する指針とも整合させるものである。

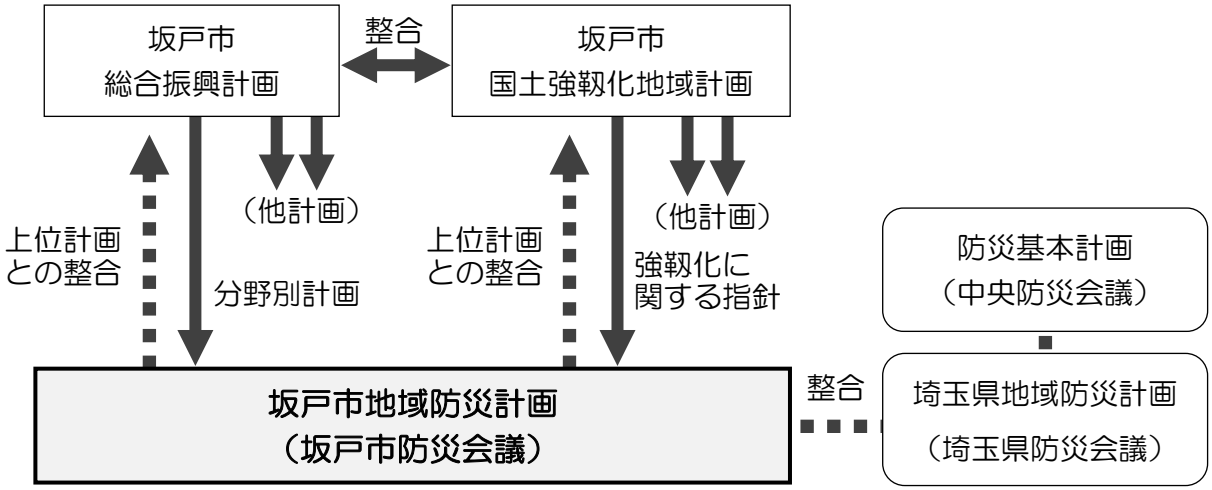

【図　他の計画との関係】

第４節　計画の効果的推進

１　自助、共助による減災への取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進める。

２　男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大する等、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を進める。

３　人的ネットワークの強化

市、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平常時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

４　計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進める。

・計画に基づく各種マニュアルの作成、定期的な点検や訓練等を通じた職員への周知徹底、検証

・点検や訓練から得られた関係機関等間の調整に必要な事項や教訓等の反映

また、計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに、制度等の整備・改善について検討、実施する。

５　計画の習熟と周知徹底

計画の推進を図るために、市、関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するように努める。

第２章　坂戸市の概要と災害想定

第１節　坂戸市の概要

第１　位置・地勢

市は、埼玉県のほぼ中央、東経139度24分、北緯35度57分（市役所庁舎）に位置し、東西12.7km、南北9.3km面積41.02km^{2}の広さである。

地勢は、概ね平坦であるが、西端は毛呂山丘陵の一部をなす城山があり、この丘陵を背に高麗川が南西から東へ貫流し、北部及び東部市境をなす越辺川に合流している。河川沿いは、低地を形成しているが、高麗川を挟み、南東部は坂戸台地、北西部は毛呂山台地となっている。地質は地形を反映し、丘陵となる城山は飯能礫層、坂戸・毛呂山台地はローム層、低地は概ね三つに分かれ、高麗川・越辺川上流は砂礫、高麗川と越辺川合流後の下流域は粘性土と砂質土、台地内河川は腐植土主体の軟弱地層が覆っている。

市は、東京都心から45km圏という地理的条件に恵まれ、昭和40年代後半から独立行政法人都市再生機構（以下「ＵＲ都市機構」という。）や民間開発による宅地化が急速に進行し、東武東上線及び東武越生線の各駅を中心に市街地が形成されてきた。また、市東部及び西部には工業団地があることも特徴となっている。

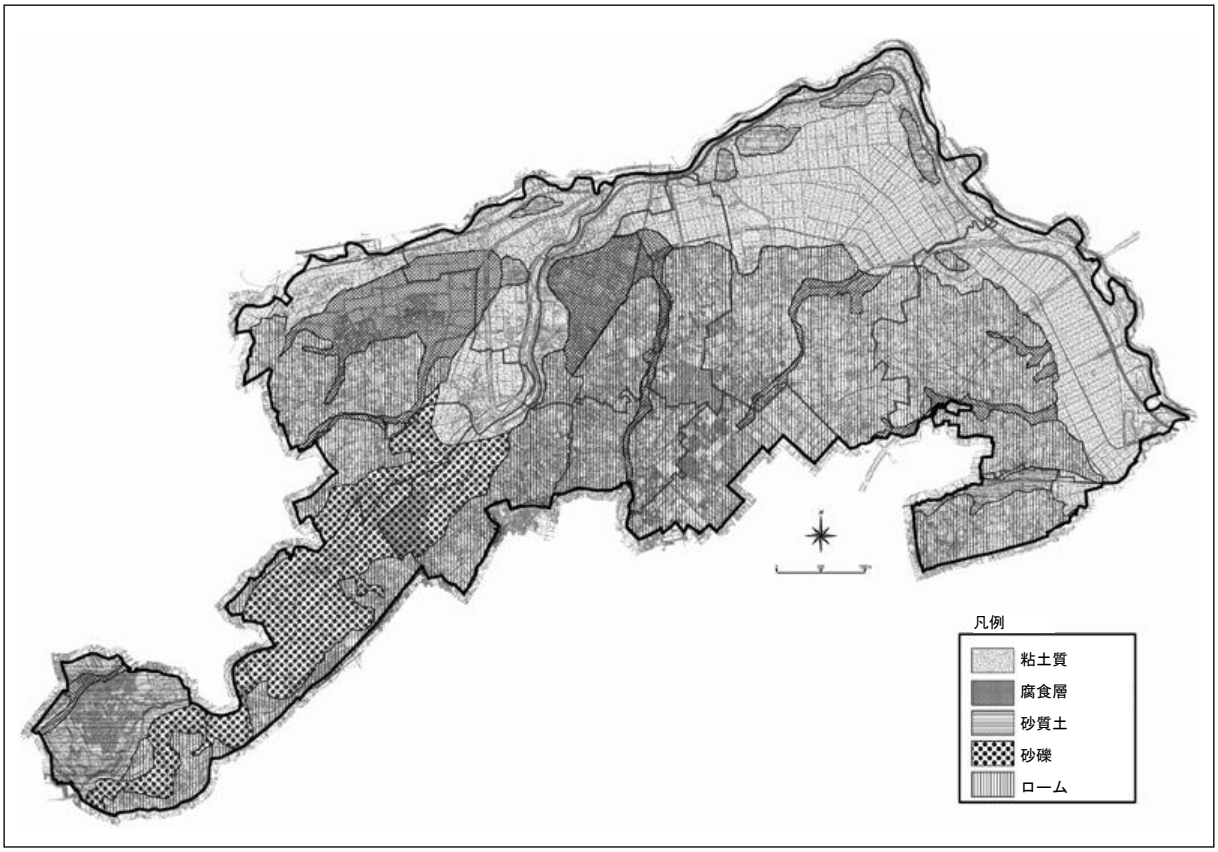

【図　坂戸市の地質】

昭和 28 年（1953 年）

昭和 50 年（1975 年）

平成 24 年（2012 年）

【図　宅地化変遷（1/50,000 地形図等より作成）】

第２　土地利用

市の土地利用を地目別土地利用面積で見ると、平成 31 年１月１日時点では、田が 16.5%、畑が 15.6%、宅地が 26.1%、池沼が 0.1%、山林が 2.7%、原野が 1.7%、雑種地が5.9%、その他が31.4%となっており、田、畑が占める割合が高い。平成15年以降、田、畑及び山林が微減、宅地が微増している。その他は、平成 20 年以降雑種地からの土地利用転換が多い。

また、土地利用規制では、市街化調整区域が特に多く 73.9%、市街化区域が 26.1%であり、市街化区域は住居系用途地域が 74.4%を占めており、住宅都市としての性格が表れている。

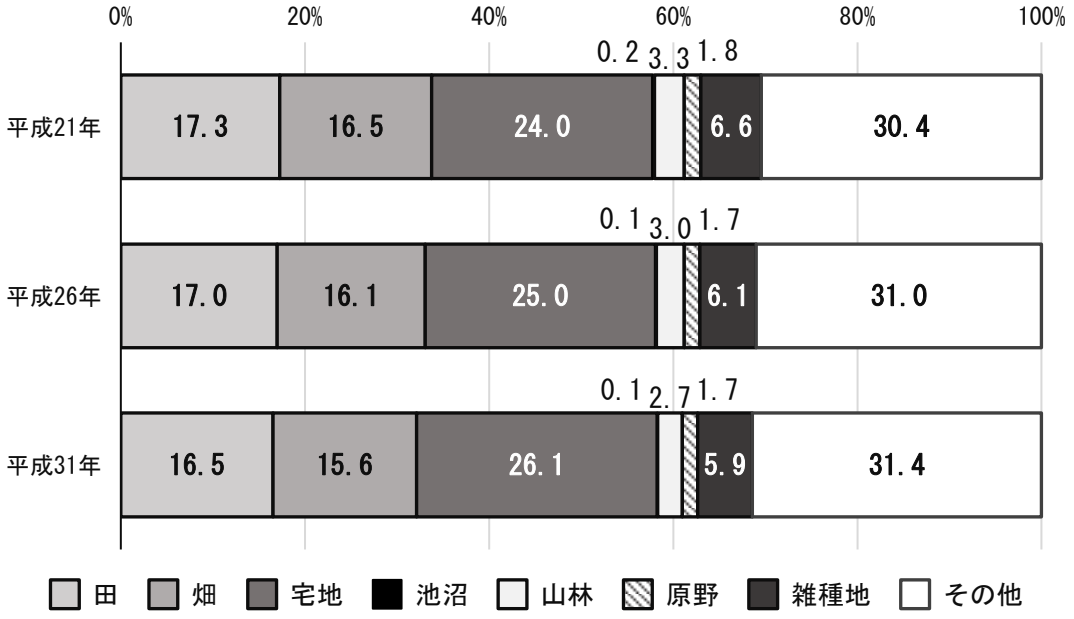

【図　地目区別土地利用面積割合（統計坂戸令和元年版：各年１月１日時点）】

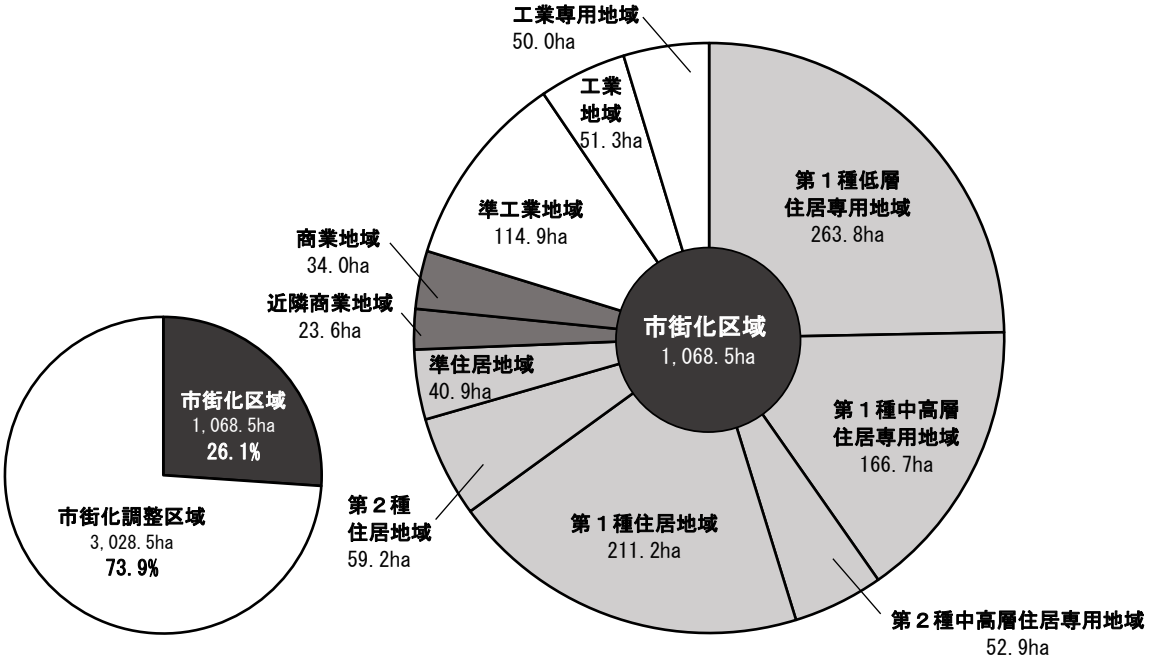

【図　土地利用規制面積（統計坂戸令和元年版）】

第３　人口

市の人口は、令和２年10月１日時点で、100,275人、44,555世帯（令和２年国勢調査）である。人口推移を見ると、ＵＲ都市機構や民間の開発による宅地化が急速に進行した昭和45年から50年にかけて88.0％の増加率を示しており、その後も増加が続いたが、平成７年以降は微増と微減を重ね、概ね100,000人前後となっている。

近年は高齢化が進行し、令和３年の高齢化率は 29.6％であり、年々全国及び県よりも高くなっている。

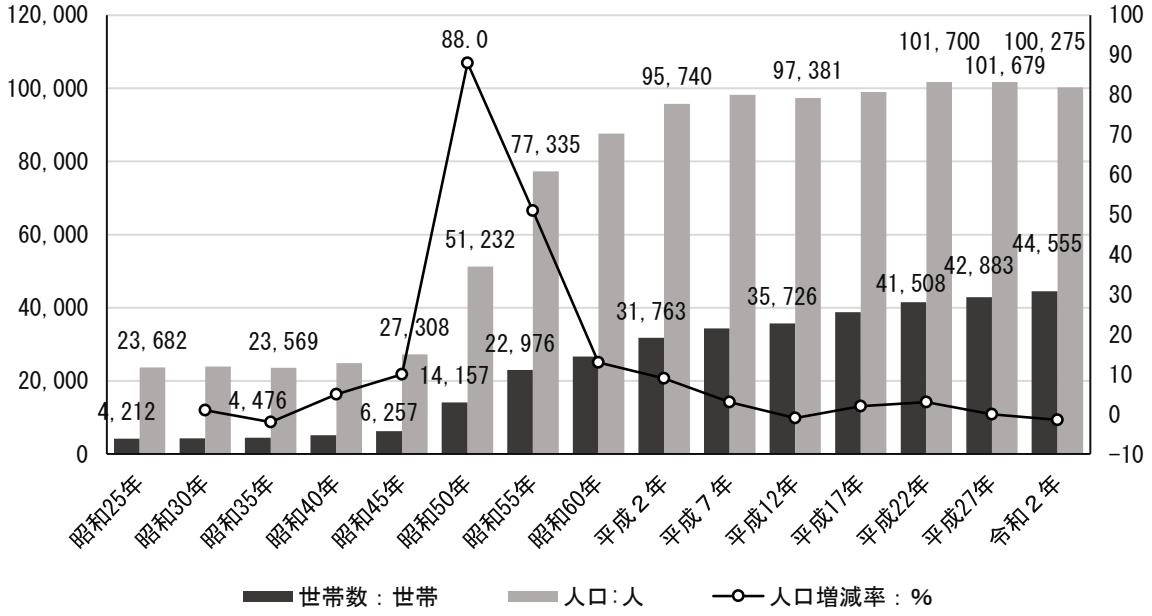

【図　人口・世帯の推移（国勢調査：各年10月１日時点）】

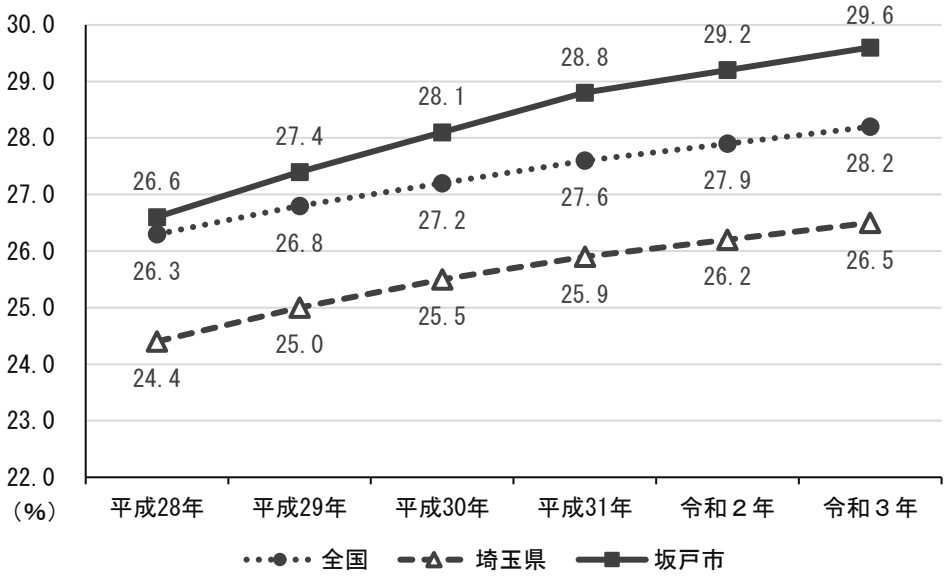

【図　高齢化率の推移（住民基本台帳：各年１月１日時点）】

令和３年４月１日時点の年齢別人口では、70～74 歳の団塊の世代とその前後の年齢層と、団塊ジュニアに当たる 45～49 歳前後の年齢層が多い。

令和３年の乳幼児、障害者手帳所持者、要支援・要介護認定者、外国人等の要配慮者は 15,200 人であり、市人口の約 15%を占めている。

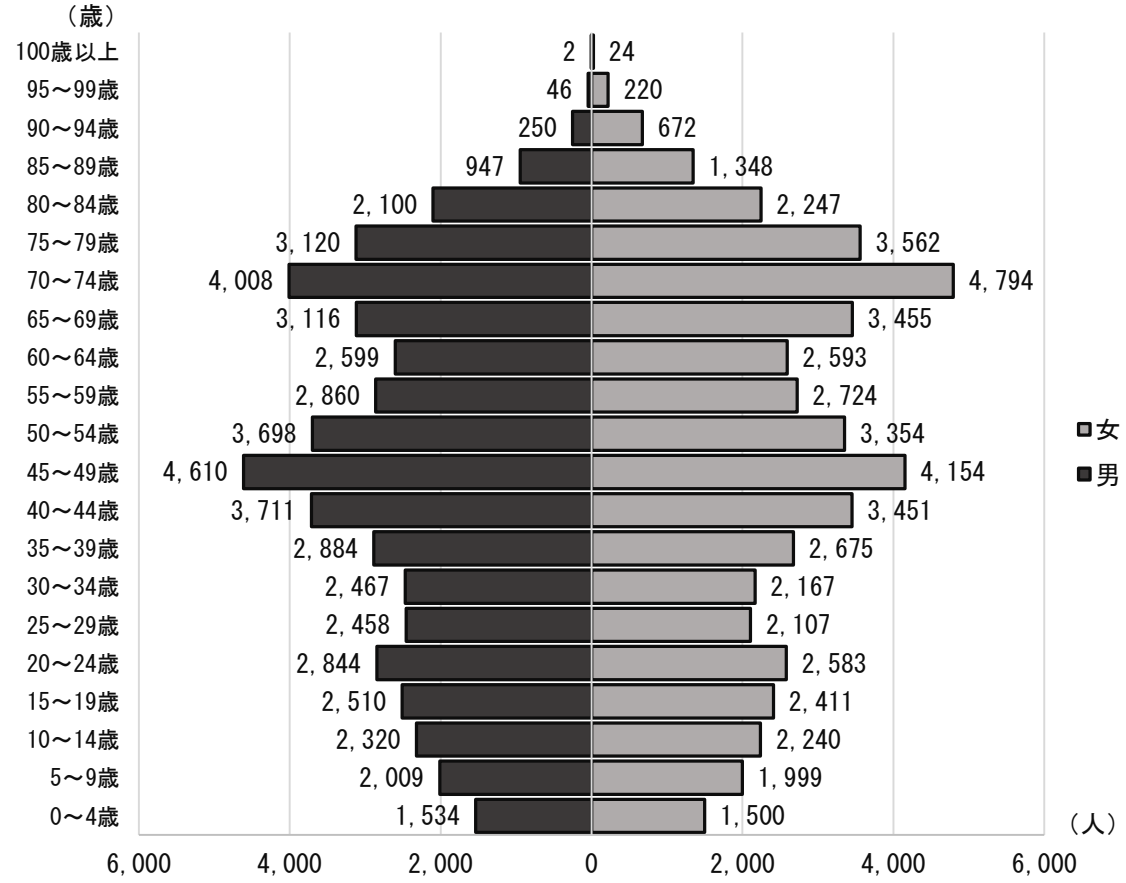

【図　坂戸市の男女別年齢別人口（住民基本台帳：令和３年４月１日時点）】

【表　要配慮者の状況】

項　目		人　数
乳幼児（０～５歳児）		3,787
障害者手帳所持者	身体障害者手帳所持者	2,765
	精神障害者保健福祉手帳所持者	770
	療育手帳所持者	724
要支援・要介護認定者	要支援認定者	1,129
	要介護認定者	3,089
外国人		2,936
計		15,200

乳幼児、外国人　住民基本台帳：令和３年４月１日時点
障害者手帳所持者　身体障害者手帳交付状況：令和３年３月 31 日時点
　　療育手帳交付状況：令和３年３月 31 日時点
要支援・要介護認定者　介護保険事業状況報告：令和３年３月 31 日時点

第４　産業

産業別就業者数は、平成 27 年現在 44,119 人であり、第３次産業が特に多く 30,920 人で 70.1%を占め、第２次産業が 12,628 人（28.6%）、第１次産業が 571 人（1.3%）である。平成 17 年以降就業者数が減少しており、特に第２次産業の減少が著しい。

常住地による就業者割合では自宅を含めた市内が 34.3%を占め、市外への流出は東京都及び川越市が多く、流入は川越市のほか、近隣の鶴ヶ島市、毛呂山町、東松山市が多くなっている。

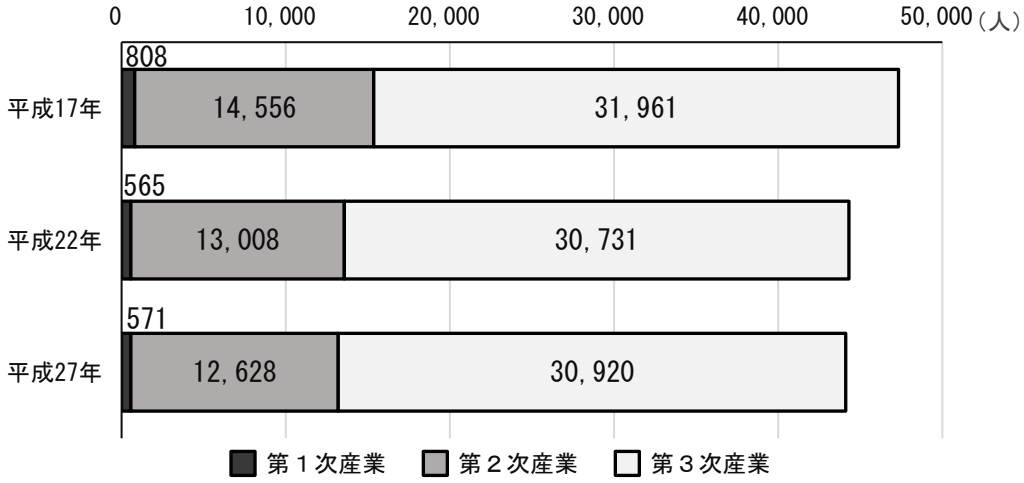

【図　産業別就業者数（国勢調査：各年 10 月１日）】

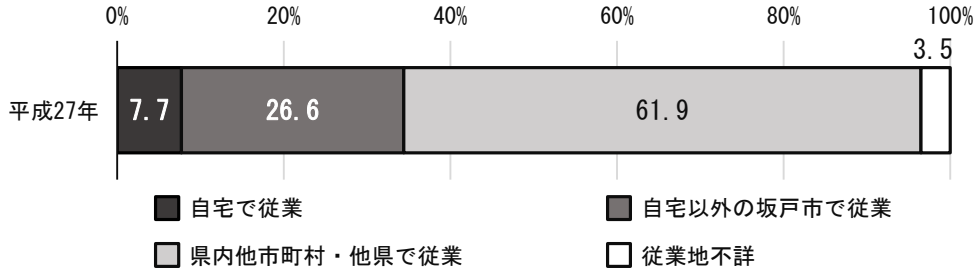

【図　常住地による就業者割合（国勢調査：平成 27 年 10 月１日）】

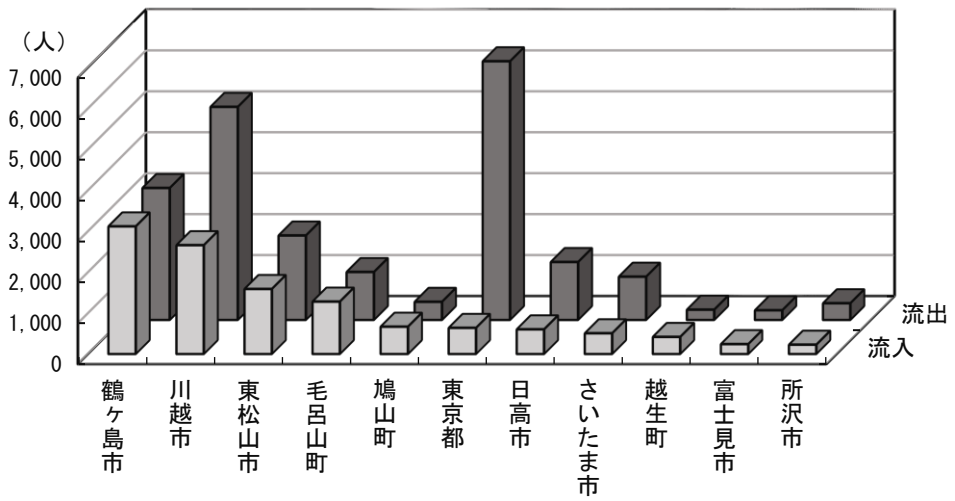

【図　常住地及び就業地別就業者数（国勢調査：平成 27 年 10 月１日）】

第２節　災害想定

第１　既往災害の状況

市の河川は、一級河川として越辺川、高麗川、葛川及び飯盛川（一部雨水幹線）があり、準用河川は谷治川がある。これらの河川は、概ね市内を西から東へと流下している。近年の流域における開発及び土地利用の変化は、土地の持つ保水・浸透機能を低下させ都市型水害の発生や危険箇所が拡大する傾向にある。

昭和 20 年以降、市における既往水害で大きな被害があったものとして、昭和 22 年のカスリーン台風、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 41 年の台風第 26 号、平成 11 年８月 13 日に発生した、熱帯低気圧の影響による集中豪雨（以下、「8.13 集中豪雨」という。）及び令和元年東日本台風（台風第 19 号）等がある。

越辺川については、昭和 22 年のカスリーン台風による堤防の決壊や、昭和 57 年の入西地区（北浅羽）での溢水等があった。そのため、築堤に併せて「特定緊急事業」の指定による改修が行われた。

特に令和元年東日本台風では、越辺川右岸（川越市平塚新田地先）の堤防が約 70ｍにわたり決壊し、市内東部で大規模な浸水被害が発生したほか、飯盛川の越辺川との合流地点及び葛川の高麗川との合流地点においても内水氾濫による浸水被害が発生した。人的被害として救出人数は 250 人を超え、市内 20 か所以上の避難所で 3,600 人もの避難者が発生した。建物被害でも、床上浸水 193 戸、床下浸水 160 戸、大規模半壊１戸、一部損壊 13 戸と、これまでにない規模の被害となった。

また、この災害を契機に「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」が市を含む関係市町、県及び国で連携のもと発足し、多重防御治水と減災対策の推進の取組を進めている。

高麗川については、築堤整備が進められている。河川からの逆流による水害対策として、越辺川と飯盛川の合流部における樋門が平成 14 年１月に完成し、平成 16 年度には排水機場が設置された。

その他の河川流域、特に大谷川では、台風時や集中豪雨時の内水氾濫や排水問題等都市型水害が多発する傾向にある。そのため、その対策として越辺川と大谷川の合流部における水門が平成 17 年度に設置され、平成 19 年度に排水機場が設置された。

また、葛川の対策として、高麗川への放水路が平成 21 年度に完成し、平成 22 年３月には越辺川との合流部に水門が設置された。

地震災害は、関東大震災において２名の罹災者に対する税の免除の記録がある。平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災では、家屋の一部損壊 292 棟、塀等の損壊 15 か所の被害が発生した。

また、平成 26 年２月 14 日に発生した大雪災害では、住宅の一部損壊、カーポートの損壊、農業施設被害、自家用車、トラック等の車両の立ち往生による交通まひ、駅における帰宅困難者等が発生した。

この他の気象災害は、雷、雹（ひょう）による災害や、風による災害が挙げられる。平

成 27 年には台風第 18 号の影響により突風が起こり、市内住家の屋根瓦が破損するなどの被害を受けている。

土砂災害は、本市では、多和目、西坂戸三丁目地内の土砂災害危険箇所及びその周辺が、平成 26 年３月に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

【表　水害被害状況】

水害事例	被災年	家屋被害（世帯）			人的被害（人）	
		床上浸水	床下浸水	流出・全半壊	死者	負傷者
カスリーン台風	昭和 22 年	300	7	14	5	1
伊勢湾台風	昭和 34 年	－	－	73	0	9
台風第 26 号	昭和 41 年	12	92	263	1	21
8.13 集中豪雨	平成 11 年	134	174	0	0	0
令和元年東日本台風	令和元年	193	160	1	0	5

第２　被害想定と対応策

１　地震被害想定

県被害想定調査では、下表に示す５タイプの地震について被害想定を行っている。比較的切迫性が高い地震は「東京湾北部地震」であるが、本市では震度５弱と５強となる。

一方、同調査は、活断層型地震の想定も行っており、「関東平野北西縁断層帯地震※（破壊開始点北）」が市の被害が最も多くなっており、この地震による想定される震度は、市域の大半が震度６弱と６強であり、一部震度７となる。

※地震調査研究推進本部地震調査委員による追加調査により、本断層帯と元荒川断層帯を合わせた断層帯は、深谷断層帯・綾瀬川断層帯に二分され、調査及び評価がなされている。本計画中では県被害想定調査による予測結果を使用するため、前身である関東平野北西縁断層帯地震として記載をしている。

【表　県被害想定調査の対象とした地震（県防災計画）】

地震の種別		想定等の概要
海溝型	東京湾北部地震[M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後 30 年以内に南関東地域でＭ７級の地震が発生する確率：70％
	茨城県南部地震[M7.3]	
	元禄型関東地震[M8.2] 【相模湾～房総沖】	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ０％
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震[M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ０％～0.008％
	立川断層帯地震[M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5％～２％

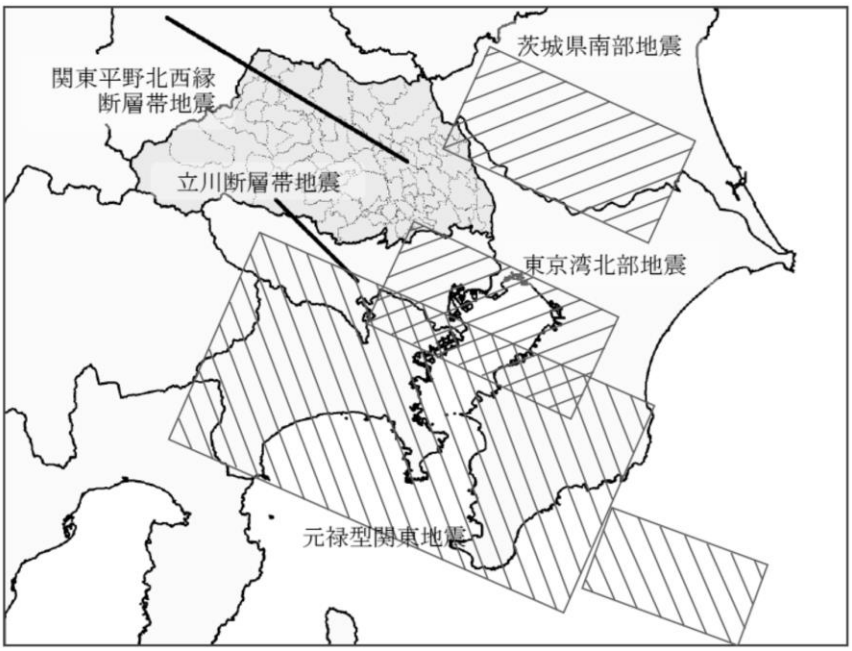

【図　想定地震の断層位置図（県防災計画）】

本計画の前提となる、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）による被害予測は、下表のとおりである。

【表　市における主要な被害予測結果（県地震被害想定調査）】

想定地震		関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）
震度		大半が震度６弱、６強　一部震度７
液状化可能性（面積率）		やや高い 12%　高い 11%
全壊棟数（揺れ＋液状化）		1,029 棟
半壊棟数（揺れ＋液状化）		3,325 棟
焼失棟数	冬18時・風速８m/s	77 棟　焼失率 0.22%
死者数	夏12時・風速８m/s	37 人
	冬５時・風速８m/s	68 人
	冬18時・風速８m/s	49 人
負傷者数	夏12時・風速８m/s	506 人
	冬５時・風速８m/s	701 人
	冬18時・風速８m/s	511 人
避難者数（）は避難所避難者数	１日後：冬18時・風速８m/s	4,006 人（2,403 人）
	１週間後：冬18時・風速８m/s	6,923 人（3,461 人）
	１か月後：冬18時・風速８m/s	10,713 人（3,214 人）
帰宅困難者数：平日 12 時		9,393 人※1
ライフラインの最大被害	停電被害：冬18時・風速８m/s	3,993 世帯　9,783 人　停電率 9.62%
	不通回線被害：冬18時・風速８m/s	173 回線　不通率 0.45%
	都市ガス被害：供給停止件数	19,688 件　停止率 91.2%
	上水道配水管・断水予測：１日後	17,304 世帯　42,397 人　断水率 41.7%※2
	下水道管渠被害：機能支障人口	17,113 人　被害率 26.3%

※１　帰宅困難者数は 2013 年内閣府資料

※２　断水予測においては、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）の方が被害予測は大きく、断水世帯 17,405 世帯、断水人口 42,646 人、断水率 41.9%となっている。

全壊棟数・半壊棟数：地震動による揺れと液状化による被害棟数

全壊：損壊が甚だしく補修により再使用することが困難なもの

半壊：損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもの

死者数・負傷者数：建物倒壊、急傾斜地、ブロック塀等、自動販売機の転倒、屋外落下物、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物、屋内ガラス被害、揺れによる建物被害に伴う要救助者数（自力脱出困難者）、火災による被害の合計数

断水人口：配水管の揺れ、液状化による被害から設定

避難者数：全壊、半壊、焼失、断水状況による避難人数

帰宅困難者数：鉄道不通等による自宅に帰れない者

◇資料

【資料４－４　気象庁震度階級関連解説表】（p.243）

２　水害被害想定

市では、浸水域と浸水深を想定し、水害ハザードマップを作成している。また、市内に２か所の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を有するため、土砂災害の危険性についても土砂災害ハザードマップを作成している。

水害被害は、本市に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風による浸水及び冠水等の被害状況を想定として対策を検討する。あわせて、水害ハザードマップに示す河川の氾濫に対する対策も考慮する。

◇資料

【資料４－１　水害ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ】（p.236）

３　被害想定への対応

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、関係機関、住民等が様々な対策によって被害の軽減を図ることが重要である。

このため、本計画においては、市の被害が最も多くなると想定されている関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）の発生を想定した被害予測に対する減災目標を設定し、可能な限り早期の達成を目指すものとする。

第３章　防災組織

災害対策を総合的かつ円滑に実施するために、災害対策上重要な組織として次の組織を整備し、防災体制を整える。

【行政の防災組織】

組 織 名	概　　要
坂戸市防災会議	●地方自治法第 138 条の４第３項に規定する市の附属機関とし、防災計画の策定を行う。
災害対策本部 現地災害対策本部	●市の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災対法第 23 条の２の規定に基づき設置し、災害応急・復旧対策を実施する。
消防機関	１　坂戸・鶴ヶ島消防組合 ●消防本部、消防署で構成し、災害予防・応急対策を実施する。 ２　坂戸市消防団 ●団本部、分団、部で構成し、災害予防・応急対策を実施する。
水防機関	越辺川・高麗川水害予防組合 ●越辺川及び高麗川の洪水のおそれがあると認めたときから、洪水の危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理する。

【市民の防災組織（災害対策上重要な組織として市民に整備を要請する）】

組 織 名	概　　要
区・自治会本部	市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、各地域に自主防災組織等の市民団体が主体となって設置し、災害応急・復旧・復興対策を実施する。
自主防災組織	各地区において、市民が自主的に防災活動を行う。

第１節　市防災会議

第１　組織

指定地方行政機関、県の機関、警察の機関、市の機関、教育機関、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び坂戸市自主防災組織連絡協議会で構成する。

【表　市防災会議の構成】

区分	定数	概要
会長	１人	市長
１号委員	４人以内	指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
２号委員	６人以内	県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
３号委員	１人	県警察の警察官のうちから市長が任命する者
４号委員	13 人以内	市長がその部内又は市の加入する一部事務組合の職員のうちから指名する者
５号委員	１人	市の教育委員会の教育長
６号委員	１人	市の消防団長
７号委員	７人以内	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
８号委員	１人	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

◇資料
【資料１－１　坂戸市防災会議条例】（p.1）
【資料３－１　坂戸市防災会議委員】（p.200）

第２　所掌事務

所掌事務については、次のとおりとする。

・本計画を作成し、その実施を推進すること。
・市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
・前記の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
・上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第２節　各機関の業務の大綱

市及び関係機関の災害時における業務の大綱は、次のとおりとする。

第１　市

機関名	事務又は業務の大綱
坂戸市	１　防災会議の開催及び災害対策本部の設置に関すること。 ２　災害予防 （１）防災に関する組織の整備に関すること。 （２）防災に関する訓練の実施に関すること。 （３）防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。 （４）防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。 （５）前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 ３　災害応急対策 （１）情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 （２）警報の伝達及び避難情報の発令に関すること。 （３）水防その他の応急措置に関すること。 （４）被災者の救難、救助その他保護に関すること。 （５）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 （６）施設及び設備の応急復旧に関すること。 （７）清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 （８）緊急輸送の確保に関すること。 （９）前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること。 ４　災害復旧・復興 （１）被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること。

第２　県の機関

機関名	事務又は業務の大綱
川越比企地域振興センター	1　県災害対策本部川越現地災害対策本部の設置に関すること。 2　災害情報の収集及び報告に関すること。 3　防災関係機関との連絡調整に関すること。 4　災害応急対策に必要な応援措置に関すること。 5　市町村の支援要請に関すること。
飯能県土整備事務所	1　降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2　洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。 3　土砂災害防止に関すること。 4　河川、道路、橋りょう等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。 5　県道等主要道路の啓開に関すること。 6　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣要請に関すること。 7　直轄管理施設との情報共有に関すること。
川越農林振興センター	1　農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2　種もみ、その他営農資機材の確保に関すること。 3　被災者の食糧の確保・輸送に関すること。 4　農作物に対する病害虫の防除及び指導に関すること。 5　農業災害融資・農業に関係する共済に関すること。 6　農地、林地、農林水産業施設等の保全や災害対策に関わること。
坂戸保健所	1　保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2　医療品、衛生材料及び各種資材の調達、あっせんに関すること。 3　細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 4　そ族昆虫駆除に関すること。 5　伝染病発生に伴う調査及び防疫活動に関すること。 6　災害救助食品の衛生に関すること。 7　病院、診療所に関すること。 8　被災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。 9　要配慮者の安全に関すること。 10　救助法に関すること。 11　地域災害保健医療対策会議の設置に関すること。 12　埋・火葬の調整に関わること。 13　動物愛護、特定動物対策に関わること。
西部福祉事務所	1　災害ボランティアに関すること。 2　災害時等の要配慮者対策に関すること。 3　各種福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4　社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 5　その他救援に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
西入間警察署	1　防災意識の高揚に関すること。 2　装備資機材の整備及び備蓄に関すること。 3　気象状況やその他の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 4　避難の指示又は緊急安全確保の指示、並びに避難者の誘導等に関すること。 5　交通規制及び緊急輸送車両の確認及び誘導に関すること。 6　救助活動に関すること。 7　災害状況の調査に関すること。 8　遺体の検視（見分）に関すること。 9　被災地における犯罪の予防及び取締りに関すること。 10　災害広報に関すること。
西部教育事務所	1　児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること。 2　応急教育の実施に関すること。 3　学用品の確保、調達に関すること。 4　授業料の減免措置に関すること。 5　文化財の保護に関すること。 6　県立学校施設の応急復旧に関すること。 7　その他教育に関すること。

第３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

機関名	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1　管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2　他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること。 3　管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 4　警察通信の確保及び統制に関すること。
関東財務局	1　災害査定立会に関すること。 2　金融機関等に対する金融上の措置に関すること。 3　地方公共団体に対する融資に関すること。 4　国有財産の管理処分に関すること。
関東信越厚生局	1　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 2　関係職員の派遣に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
関東農政局	１　災害予防対策 　ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 ２　応急対策 （１）管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 （２）飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 （３）農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 （４）営農技術指導、家畜の移動に関すること。 （５）災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 （６）応急用食料・物資の支援に関すること。 （７）農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 （８）食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 （９）関係職員の派遣に関すること。 ３　復旧対策 （１）農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 （２）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
関東地方整備局	管轄する道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 １　災害予防 （１）災害対策の推進に関すること。 （２）危機管理体制の整備に関すること。 （３）災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。 （４）防災教育等の実施に関すること。 （５）防災訓練に関すること。 （６）再発防止対策の実施に関すること。 ２　災害応急対策 （１）災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。 （２）活動体制の確保に関すること。 （３）災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。 （４）災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。 （５）災害時における応急工事等の実施に関すること。 （６）災害発生時における交通等の確保に関すること。 （７）緊急輸送に関すること。 （８）二次災害の防止対策に関すること。 （９）ライフライン施設の応急復旧に関すること。 (10) 地方公共団体等への支援に関すること。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく「情報連絡員（リエゾン）」の派遣に関すること。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）」の派遣に関すること。 (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。 ３　災害復旧・復興 （１）災害復旧の実施に関すること。 （２）都市の復興に関すること。 （３）被災事業者等への支援措置に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
関東地方整備局 荒川上流河川事務所	１　災害予防対策 （１）河川施設の整備及び災害に対する安全性の確保に関すること。 （２）災害危険区域の把握又は指導に関すること。 （３）防災上必要な教育・訓練に関すること。 ２　災害応急対策 （１）災害対応業務災害情報の収集、連絡及び通信の確保等に関すること。 （２）災害に関する予報・警報の発表及び法律に関すること。 （３）水防活動の指導に関すること。 （４）災害時における応急工事等の実施に関すること。 （５）市への支援に関すること。 ３　災害復旧 （１）災害復旧の推進に関すること。 （２）再度災害の防止に関すること。
関東森林管理局	１　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。 ２　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	１　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 ２　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ３　被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業 保安監督部	１　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 ２　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東運輸局 埼玉運輸支局	１　災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。 ２　災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 ３　災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること。
東京航空局 東京空港事務所	１　災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。 ２　遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ３　災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
川越労働基準監督署	１　工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 ２　災害復旧工事における労働災害の防止に関すること。 ３　企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対する未払賃金立替払いに関すること。
東京管区気象台 （熊谷地方気象台）	１　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 ２　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ３　気象業務に必要な観測・予報及び通信施設の整備に関すること。 ４　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ５　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	１　非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 ２　災害時テレコム支援チーム（ＭＩＣ－ＴＥＡＭ）の派遣に関すること。 ３　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 ４　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 ５　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東地方測量部	１　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 ２　災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 ３　地殻変動の監視に関すること。
第三管区 海上保安本部 （東京海上保安部）	１　災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、水難救助等に関すること。 ２　緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。 ３　その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関すること。
関東地方環境事務所	１　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 ２　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 ３　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。
北関東防衛局	１　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 ２　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第４　陸上自衛隊（第 32 普通科連隊）

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第 32 普通科連隊	１　災害派遣の準備 （１）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 （２）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （３）県地域防災計画と合致した防災訓練の実施 ２　災害派遣の実施 （１）人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 （２）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第５　一部事務組合、指定公共機関及び指定地方公共機関

１　一部事務組合

機関名	事務又は業務の大綱
坂戸・鶴ヶ島消防組合	１　地形や地域の状況から危険地域を把握し、地域構造の改善や安全確保に関すること。 ２　防火・防災思想の普及に関すること。 ３　気象状況やその他の災害に関わる情報の収集・伝達に関すること。 ４　災害時における救助及び救急活動に関すること。 ５　危険物の管理や取締りに関すること。
広域静苑組合	災害時における火葬及び霊柩業務に関すること。
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	災害時における上水道に関すること。
坂戸､鶴ヶ島下水道組合	災害時における下水道に関すること。
坂戸地区衛生組合	災害時におけるし尿処理に関すること。

２　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

機関名	事務又は業務の大綱
東日本電信電話 株式会社埼玉事業部 株式会社ＮＴＴドコモ	１　電気通信施設の整備に関すること。 ２　災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 ３　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
ＫＤＤＩ株式会社	災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
日本郵便株式会社	１　救助法の適用時における郵便、貯金、保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 ２　所有又は管理する施設及び用地の避難所若しくは物資集積場所としての提供に関すること。 ３　所有又は管理する備品の提供に関すること。 ４　郵便局又は坂戸市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供に関すること。 ５　避難所への臨時的な郵便差出箱の設置に関すること。
日本赤十字社 埼玉県支部	１　災害応急救護のうち、医療、財産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。 ２　救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 ３　主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
日本放送協会 (NHKさいたま放送局)	1　防災知識の普及に関すること。 2　災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3　災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
日本通運株式会社 埼玉支店	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。
東京電力パワーグリッド 株式会社川越支社	1　災害時における電力供給に関すること。 2　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東武鉄道株式会社	1　鉄道施設等の安全確保に関すること。 2　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
埼玉県トラック協会 株式会社新和運輸	災害時における物資の輸送に関すること。
坂戸ガス株式会社 角栄ガス株式会社	1　災害時におけるガス供給に関すること。 2　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
株式会社テレビ埼玉	1　防災知識の普及啓発に関すること。 2　応急対策等の周知徹底に関すること。 3　災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
株式会社エフエム ナックファイブ	1　防災知識の普及啓発に関すること。 2　応急対策等の周知徹底に関すること。 3　災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
一般社団法人埼玉県医師会 一般社団法人埼玉県歯科医師会 公益社団法人埼玉県看護協会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
一般社団法人 埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
一般社団法人 埼玉県ＬＰガス協会 坂戸支部	1　災害時におけるガス供給に関すること。 2　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第６　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体等

機関名	事務又は業務の大綱
中里用水土地改良区 株木用水土地改良区 入西北部土地改良区	農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
越辺川・高麗川 水害予防組合	1　水防施設資材の整備に関すること。 2　水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 3　水防活動に関すること。
一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会 坂戸鶴ヶ島歯科医師会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
一般社団法人 坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	1　医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 2　医薬品の調達、供給に関すること。 3　各機関と薬剤師との連絡活動に関すること。
公益社団法人 埼玉県柔道整復師会	災害時における柔道整復師法の規定に基づく業務の実施に関すること。
農業協同組合 （ＪＡいるま野）	1　市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5　農産物の需給調整に関すること。
生活協同組合 （生活協同組合コープみらい、パルシステム埼玉、生活クラブ生活協同組合）	1　応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 2　災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
社会福祉法人 坂戸市社会福祉協議会	1　要配慮者の支援に関すること。 2　災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
坂戸市商工会、 商工業関係団体	1　市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2　災害時における物価安定についての協力に関すること。 3　救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2　被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3　災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　被災時における教育対策に関すること。 3　被災施設の災害復旧に関すること。
社会教育関係団体	市が実施する応急対策についての協力に関すること。
その他協定締結団体等	災害時における被災者・帰宅困難者支援、広報・報道、物資供給、災害復旧等に関すること。

第３節　災害対策本部及び現地災害対策本部

第１　組織

災害対策本部は、災対法、坂戸市災害対策本部条例及び本計画の定めるところにより、市役所庁舎に設置し、災害時における応急及び復旧対策を行う。

災害対策本部は、災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長及び教育長）、本部員（各部長ほか、市長が認めた者）、災害対策に従事する職員をもって組織する。

現地災害対策本部は、地域防災拠点に設置し、市職員が運営を行う。

第２　任務

災害対策本部は、市域の状況を把握するとともに、県や関係機関と調整を行い、各地域に被害状況に応じた対策を講じる。

現地災害対策本部は、情報伝達、市民の救助や避難、物資の配給等、地域の防災活動の拠点とするとともに、災害対策本部と区・自治会本部との接点の役割を果たす。

◇資料

【資料１－２　坂戸市災害対策本部条例】（p.3）

第４節　消防機関

第１　組織

１　坂戸・鶴ヶ島消防組合

坂戸・鶴ヶ島消防組合は、消防本部、坂戸消防署、鶴ヶ島消防署で構成され、市内には、消防本部、坂戸消防署、東分署及び西分署がある。

坂戸・鶴ヶ島消防組合の消防本部及び消防署（分署）の所在地等は、次のとおりである。

【表　消防本部、消防署等一覧】

所属名称	住　所	電　話
消防本部	鎌倉町 16-16	281－3119
坂戸消防署	〃	281－3494
坂戸消防署東分署	東坂戸 2-48	284－0119
坂戸消防署西分署	西坂戸 3-1-5	285－1119

◇資料

【資料３－１６　消防機関の現況】（p.226）

２　坂戸市消防団

坂戸市消防団は、団本部及び５分団 17 部から構成され、消防車両としてポンプ車、多機能車等を配備している。消防団の管轄地区等については、次のとおりである。

【表　坂戸市消防団管轄地区一覧】

分団名	部	管轄地区	車庫・詰所
団本部	本部	市内全域	鎌倉町 16-16
	女性部		
	(多機能部隊)		
	(機能別団員)		
三芳野分団	本部	（下記の地区）	-
	第１部	紺屋、中小坂、東坂戸一・二丁目	紺屋 435-4
	第２部	横沼	横沼 346-4
	第３部	小沼、青木	小沼 838-2
勝呂分団	本部	（下記の地区）	-
	第１部	石井	石井 1877-4
	第２部	島田、赤尾	島田 1317-1
	第３部	塚越、戸宮、栄、千代田五丁目	塚越 1255-2
坂戸分団	本部	（下記の地区）	-
	第１部	日の出町、本町、千代田一～四丁目、八幡一・二丁目、南町、緑町、関間一～四丁目、山田町	日の出町 6-19
	第２部	元町、仲町、泉町、泉町二・三丁目、粟生田、伊豆の山町、溝端町、薬師町、清水町	薬師町 3646-5
	第３部	浅羽、浅羽野一～三丁目、花影町、三光町、中富町	浅羽野二丁目 2-3
	第４部	片柳、上吉田、末広町、芦山町、柳町、鎌倉町、大字坂戸	片柳 1830-1
入西分団	本部	（下記の地区）	-
	第１部	新堀、中里、塚崎、北大塚、北峰、堀込、にっさい花みず木三・四丁目、西インター一・二丁目	新堀 265-3
	第２部	小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、にっさい花みず木五～七丁目	小山 26-1
	第３部	今西、金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口、にっさい花みず木一・二・八丁目	戸口 471-1
大家分団	本部	（下記の地区）	-
	第１部	森戸、四日市場	森戸 612-19
	第２部	多和目、西坂戸、けやき台	多和目 440-1
	第３部	萱方、厚川、欠ノ上、成願寺、鶴舞一～四丁目	厚川 135-1

第２　所掌事務

坂戸・鶴ヶ島消防組合の所掌事務は、次のとおりとする。

・火災予防
・火災防御及び災害防除
・救急・救助活動

坂戸市消防団の所掌事務は、次のとおりである。

・火災の予防及び警戒
・消火の活動
・その他災害防除業務

◇資料

【資料３－１６　消防機関の現況】（p.226）

第５節　水防機関

第１　組織

指定水防管理団体である越辺川・高麗川水害予防組合は、坂戸市、毛呂山町、越生町及び各市町の水防団で構成する。

第２　任務

坂戸・鶴ヶ島消防組合及び西入間広域消防組合と連携して、洪水のおそれがあると認められたときから洪水の危険が解消されるまでの間、水防本部を設置し、水防上必要な監視及び通信の確保連絡並びに水防工法等の活動を行う。

第６節　市民による防災組織

第１　組織

区・自治会、自主防災組織を市民による防災組織とする。

第２　任務

区・自治会、自主防災組織は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、区・自治会本部を設置する。

区・自治会本部は、情報伝達、地区住民の安否確認や避難、物資の配給等、区・自治会、自主防災組織の防災活動の拠点とするとともに、現地災害対策本部と各家庭との接点の役割を果たす。

第３　自主防災組織

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、市民が団結し、組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

１　組織

区・自治会等を単位とする各地区の市民で構成する。

２　役割

市民一人ひとりが可能な防災活動に従事する。

３　自主防災組織の活動内容

（１）平常時

・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
・日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
・備蓄品の整備及び点検

（２）発災時

・初期消火の実施
・情報の収集・伝達
・救出・救護の実施及び協力
・集団避難の実施
・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
・要配慮者の安全確保等
・避難所運営の協力

４　自主防災組織の育成

自主防災組織が結成されている地域は、活動を強化し、育成を図る。

また、自主防災組織が結成されていない地域については、組織化を推進し、次の点に留意し、自主防災組織の編成を行う。

・既存のコミュニティである区・自治会等を活用して結成する。
・昼夜間及び休日・平日においても支障のない組織を編成する。
・自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成する。
・男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

５　自主防災組織連絡協議会

坂戸市自主防災組織連絡協議会は、市における自主防災組織の活動の交流と活性化を図るために設置する。

（１）組織

本部役員会、専門部会及び各支部で構成し、防災安全課を事務局とする。

（２）活動

ア　支部活動

① 支部会議

・自主防災訓練等の活動状況、防災資機材等整備状況等の意見交換
・避難所運営・地域の課題等の協議

② 訓練

・ＤＩＧ訓練※、避難所運営訓練

イ　専門部会

① 訓練部会

・ＤＩＧ訓練、避難所運営訓練等の企画・実施

② 研修部会

・視察研修、講演会、上級救命講習会等の企画、実施

③ 広報部会

・会報の企画、原稿依頼・作成

※ＤＩＧ訓練：Ｄｉｓａｓｔｅｒ　Ｉｍａｇｉｎａｔｉｏｎ　Ｇａｍｅの略で、災害図上訓練のこと。大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

第４　防火組織

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救助等の知識を身につけておくことが必要である。

そこで、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、坂戸・鶴ヶ島消防組合と連携し、防火組織として地域に密着した少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成強化を図る。

第５　事業所等の防災体制の充実

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

１　一般企業

・防災力の強化として、防災組織の整備、関係機関、地域の自主防災組織との連携を行う。

・各企業の防災組織は、市、消防機関との連携を図り、その全力をもって被害の拡大を防止する。

・企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ※）を策定するよう努めるものとする。

・危険な状況下で従業員等が不要不急の外出を控えるため、テレワークの実施や計画的休業等の臨機応変な対応に努めるものとする。

※ＢＣＰ：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画

２　危険物施設

危険物施設の管理者は、予防規程の制定や防災組織の活動等を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

３　集客施設

学校、病院、公共機関等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、消防計画の制定や防災組織の活動等を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

４　高層建築物

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第８条の２の規定に基づく高層建築物（高さ 31m を超える建物）の管理者は、消防計画の制定や防災組織の活動等を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

第６　協定締結団体等

協定締結団体等は、災害発生時には、協定に基づき市と連携し応急対策活動を行う。災害時の活動を迅速かつ円滑に行うためには、応急対策活動班に対応した担当課が平常時から連携しておくことが重要である。

次表のとおり各協定の担当を定め、担当と協定締結先は、平常時から定期的に協定内容の確認や連絡先の交換などを行う。

【表　災害時応援協定担当一覧】

令和３年 11 月末時点

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
１　災害防御・救助に関する協定			
消防組織法第 39 条に基づく消防相互応援協定	坂戸･鶴ヶ島消防組合	総務部（統括班）	資料2－1－1（p.8）
埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県	総務部（統括班）	資料2－1－2（p.10）
災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人犬の総合教育社会化推進機構	総務部（統括班）	資料2－1－3（p.12）
災害時における応急対策に関する協定	埼玉土建一般労働組合坂戸支部	総務部（統括班）	資料2－1－4（p.14）
災害救助艇の使用等に関する協定	坂戸･鶴ヶ島消防組合	総務部（統括班）	資料2－1－5（p.16）
２　自治体間相互応援協定			
大規模災害時における相互応援に関する協定	熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村	総務部（統括班）	資料2－2－1（p.17）
災害時における相互応援に関する協定	川越市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町	総務部（統括班）	資料2－2－2（p.19）
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内全市町村	総務部（統括班）	資料2－2－3（p.21）
新潟県南魚沼市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定	新潟県南魚沼市	総務部（統括班）	資料2－2－4（p.29）
長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定	長野県中野市	総務部（統括班）	資料2－2－5（p.31）
３　総合支援協定			
災害時における総合的な支援に関する協定	坂戸･鶴ヶ島防火安全協会	総務部（統括班）	資料2－3－1（p.33）
４　応急救護に関する協定			
災害時の医療救護に関する協定	(一社)坂戸鶴ヶ島医師会	こども健康部（保健衛生班）	資料2－4－1（p.35）
災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	(公社)埼玉県柔道整復師会（旧埼玉県接骨師会）川越支部	こども健康部（保健衛生班）	資料2－4－2（p.37）
災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	こども健康部（保健衛生班）	資料2－4－3（p.38）
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	坂戸鶴ヶ島歯科医師会	こども健康部（保健衛生班）	資料2－4－4（p.40）
５　情報収集・提供に関する協定			
アマチュア無線による災害時応援協定	坂戸アマチュア無線クラブ	総務部（統括班）	資料2－5－1（p.44）
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	総務部（統括班）	資料2－5－2（p.45）

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
災害発生時における坂戸市と坂戸市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社坂戸支店）	総務部（統括班）	資料2－5－3 （p.47）
災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局	総務部（統括班）	資料2－5－4 （p.49）
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	総務部（統括班）	資料2－5－5 （p.50）
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン関東エリアグループ	総務部（統括班）	資料2－5－6 （p.54）
６　被災者・帰宅困難者支援に関する協定			
災害時における支援協力に関する協定	坂戸市ゴルフ練習場防災連絡協議会	総務部（統括班）	資料2－6－1 （p.58）
災害時における協力体制に関する協定	女子栄養大学、城西大学	総務部（統括班）	資料2－6－2 （p.60）
	明海大学		資料2－6－3 （p.62）
災害時における総合的支援に関する協定	株式会社セレモア埼玉本社、株式会社メモリード	総務部・環境産業部 （統括班・環境衛生班）	資料2－6－4 （p.63）
災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	(社福)十善会、(社福)プラモウト・サークルクラブ、(社福)シャローム埼玉、(社福)栄光会	福祉部（福祉班）	資料2－6－5 （p.65）
	（医）新都市医療研究会〔関越〕会、（社福）久壽会、（医）刀仁会、(医)靖和会		資料2－6－6 （p.77）
災害時における県立学校等の使用に関する覚書	埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園、埼玉県立坂戸高等学校	総務部（統括班）	資料2－6－7 （p.85） 資料2－6－8 （p.87）
災害時における葬祭協力等に関する協定	埼玉葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	環境産業部 （環境衛生班）	資料2－6－9 （p.95）
７　広報・報道に関する協定			
災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム埼玉・東日本	総合政策部（広報班）	資料2－7－1 （p.100）
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	総合政策部（広報班）	協定締結先の意向により掲載なし
安全・安心のまちづくり貢献型電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社	総務部（統括班）	資料2－7－2 （p.104）
防災行政無線の再送信連携に関する覚書	株式会社ジェイコム埼玉・東日本	総合政策部（広報班）	資料2－7－3 （p.106）
８　物資供給（食料品・飲料水・生活必需品・資機材・燃料等）に関する協定			
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	いるま野農業協同組合	こども健康部（物資班）	資料2－8－1 （p.109）
災害時における生活物資の優先的な供給協力に関する協定	株式会社カインズ、株式会社マミーマート	こども健康部（物資班）	資料2－8－2 （p.110）
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	こども健康部（物資班）	資料2－8－3 （p.114）
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン株式会社	こども健康部（物資班）	資料2－8－4 （p.116）
大規模災害時における救援物資提供に関する協定	大塚ウエルネスベンディング株式会社関東支店（旧大塚製薬株式会社大宮支店）	こども健康部（物資班）	資料2－8－5 （p.117）
災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社伊藤園	こども健康部（物資班）	資料2－8－6 （p.118）
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	コーエィ株式会社	都市整備部（土木班）	資料2－8－7 （p.119）

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会坂戸支部	こども健康部(物資班)	資料2－8－8 (p.120)
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	こども健康部(物資班)	資料2－8－9 (p.121)
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	ウエルシア薬局株式会社	こども健康部(物資班)	資料2－8－10 (p.123)
災害時における物資提供等の協力に関する協定	ムサシ王子コンテナー株式会社	こども健康部(物資班)	資料2－8－11 (p.125)
9　輸送に関する協定			
災害時における人員輸送等の協力体制に関する協定	(一社)埼玉県バス協会西部地区部会	総合政策部(輸送班)	資料2－9－1 (p.127)
災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会川越支部	総合政策部(輸送班)	資料2－9－2 (p.131)
10　廃棄物処理・生活衛生に関する協定			
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	環境産業部 (環境衛生班)	資料2－10－1 (p.133)
災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定	笹沼商事株式会社、株式会社坂戸公衛社、有限会社正和清掃社	環境産業部 (環境衛生班)	資料2－10－2 (p.135)
ごみ処理に関する相互支援協定	埼玉西部環境保全組合	環境産業部 (環境衛生班)	資料2－10－3 (p.142)
災害時における災害廃棄物等の処理等に関する協定	坂戸市総合建設業協同組合	環境産業部 (環境衛生班)	資料2－10－4 (p.144)
災害時における感染症予防に関する協定	埼玉環境衛生株式会社	こども健康部 (保健衛生班)	資料2－10－5 (p.146)
災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定	日野興業株式会社埼玉支店	環境産業部 (環境衛生班)	資料2－10－6 (p.148)
災害時における井戸水の給水協力に関する協定	株式会社丸天興業	環境産業部 (環境衛生班)	資料2－10－7 (p.150)
災害時における自走式仮設水洗トイレの提供に関する協定	株式会社川口自動車工業	環境産業部 (環境衛生班)	資料2－10－8 (p.153)
災害時における路面清掃に関する協定	笹沼商事株式会社	環境産業部 (環境衛生班)	資料2－10－9 (p.155)
災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定	有限会社菅原産業、誠光産業有限会社、有限会社城西紙業、笹沼商事株式会社、有限会社正和清掃社、有限会社坂戸公衛社	環境産業部 (環境衛生班)	資料2－10－10 (p.157)
11　家屋被害認定調査に関する協定			
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	総務部(家屋調査班)	資料2－11－1 (p.169)
12　生活支援に関する協定			
災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	都市整備部(住宅班)	資料2－12－1 (p.171)
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	市民健康部(支援班)	資料2－12－2 (p.172)
災害時における被災者等支援の実施に関する協定	埼玉県行政書士会	総務部(統括班)	資料2－12－3 (p.174)
13　災害復旧に関する協定			
災害時における応急復旧工事に関する変更協定	坂戸市総合建設業協同組合	都市整備部(土木班)	資料2－13－1 (p.177)
災害時における応急復旧工事に関する変更協定	ほんね会	都市整備部(土木班)	資料2－13－2 (p.179)
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	都市整備部(土木班)	資料2－13－3 (p.180)